

令和 8 年度三重県食品ロス削減啓発教材及び動画制作・編集業務委託
企画提案コンペに関する質問及び回答

【質問 1】

本業務の一部について、他の映像制作会社またはフリーランスと連携して実施する場合、企画提案時点で連携先の会社名、担当者名、役割分担等を記載する必要はありますでしょうか。

【回答】

提案内容を実現するために必要な場合は、企画提案時に連携先の会社名、担当者名、役割分担等、可能な限り記載してください。

【質問 2】

複数法人による共同提案、コンソーシアム、共同企業体等の形式での参加は可能でしょうか。

【回答】

複数法人での参加は可能ですが、その場合、構成員（法人）と代表者（法人）を明確にさせていただき、参加申請の際に代表者から別添の共同事業体協定書兼委任状を提出していただく必要があります。また、契約締結及び業務内容にかかる申請、委託料の受領等は、すべて代表者(法人)が責任をもって行う事とします。

なお、複数法人で参加する場合は、その構成員全員が**企画提案コンペ参加仕様書の「4 参加条件」**に掲げるすべての条件を満たすこととします。

【質問 3】

再委託については、仕様書に「原則として認めない。ただし、業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない」とありますが、再委託が認められる業務範囲や、受託者が自ら実施すべき主要業務について基準があればご教示ください。

【回答】

特に基準はありませんが、業務のすべてを委託することは認めません。企画提案時には、再委託予定の業務と受託者自ら実施する業務について明記ください。

なお、再委託を行う場合、その具体的な内容について、県に申請書を事前提出していただく必要があります。その内容を県が確認させていただきます。

【質問 4】

過去の類似業務実績について、元請としての実績のみが評価対象でしょうか。
それとも、国立研究開発法人や自治体等の事業において、制作協力会社として企画・構成・撮影・編集等を担当した実績も評価対象になりますでしょうか。

【回答】

制作協力会社として企画・構成・撮影・編集等を担当した実績についても評価対象となります。ただし、元請としての業務実績か、制作協力会社としての業務実績かをわかる形で記載してください。

なお、**企画提案コンペ参加仕様書 13(2)**に定める契約保証金の免除の該当の可否については、別の判断となります。

【質問 5】

別添仕様書に記載の成果物について、動画の想定本数・尺、実写撮影の要否、出演者・ナレーションの有無、デジタル教材および教員用指導マニュアルの想定ページ数など、企画提案時の参考となる追加情報がありましたらご教示ください。

【回答】

①動画の想定本数・尺は下記のとおりです。

- ・デジタル教材用小学校高学年向け食品ロス削減動画 約 15 分程度 1 本
- ・県民向け食品ロス削減普及啓発動画 約 15 秒程度 1 本
- ・県民向け食品ロス削減普及啓発動画を指定した媒体で視聴可能な仕様に編集した動画 4 本程度

②実写撮影の要否、出演者・ナレーションの有無

デジタル教材、普及啓発動画ともに制作に必要と思われる場合は、実写、アニメーション、CG 等形式は問いません。出演者、ナレーションについても同じです。ただし、契約上限額の範囲で実現可能な内容としてください。

③デジタル教材および教員用指導マニュアルの想定ページ数について

特に指定はありませんが、児童・生徒用デジタル教材は、動画を見ながら活用できるよう、動画の内容の説明も含めてください。そのうえで、クイズやゲーム、ワークシート、アンケートを含めるなど、児童・生徒が楽しんで活用できる内容であればページ数は問いません。

教員用指導マニュアルについても、上記の内容に沿って制作していただければ、ページ数は問いません。